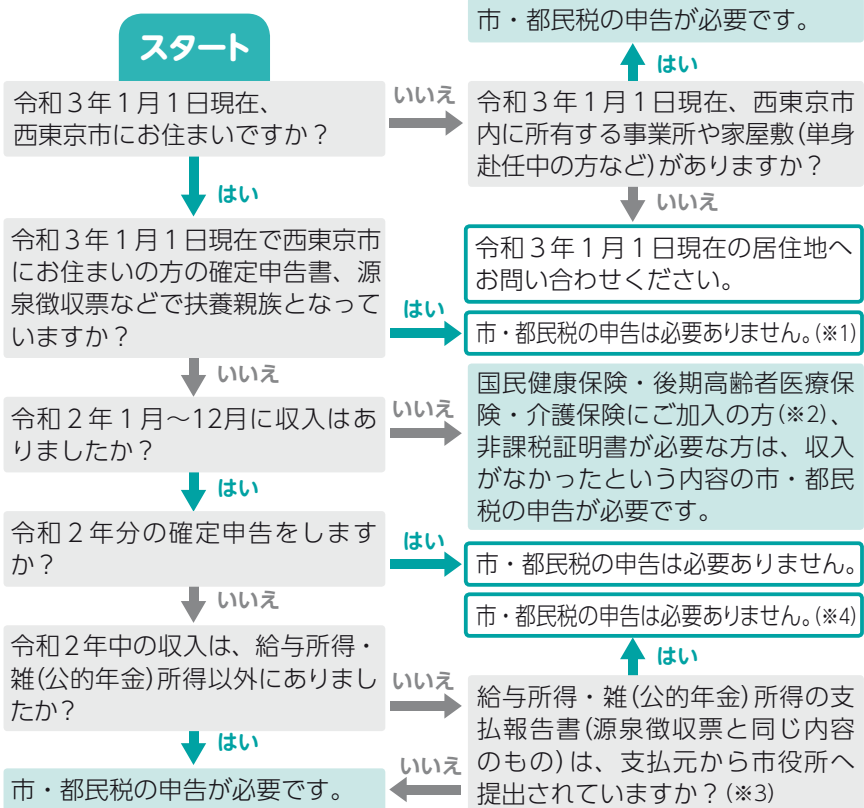


税の申告が始まります 市民税・都民税の申告は市役所へ
 ▶市民税課 ☎ 042-460-9827・9828

市民税・都民税の申告は必要ですか？



※1 非課税証明書に所得金額の記載が必要な方は、市・都民税の申告が必要です。
 ※2 所得金額により保険料などの軽減を受けられる場合があります。
 ※3 支払報告書発行先へお問い合わせください。
 ※4 本人控除、扶養控除や生命保険料控除など、支払報告書の内容から変更になる場合には、確定申告または市・都民税の申告が必要な場合があります。

上場株式等に係る配当所得等における所得税と異なる課税方式の申告について

上場株式等に係る配当所得等について、市・都民税特別徴収税額の決定通知書または納税通知書が送達される前までに「市民税・都民税申告書」および「市民税・都民税申告書別表(課税方式選択用)」をご提出いただくことで、住民税について所得税と異なる課税方式を選択できます。「別表」についてはお申し出いただくか市HPをご活用ください。

混雑(3密)回避と感染症対策にご協力をお願いします

- 来庁される皆さんへのお願い**
 - マスクの着用、入り口などでの手指消毒をお願いします。
 - 少人数でのご来庁、間隔をあけた整列や着座をお願いします。
 - 申告書の郵送提出をご利用ください(必要書類を添付し、〒188-8666市役所市民税課へ)。
- 申告における市の感染症対策の取組**
 - 混雑緩和のための出張窓口の開設、混雑についての情報提供
 - 会場内の定期的な換気、職員のマスク着用、手指消毒[※]
 - 相談窓口に飛沫防止板などを設置

控除対象となる社会保険料などについて

□**国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料**

申告額は、令和2年1月1日～12月31日に納付した額(過年度分を令和2年中に納付した場合を含む)です。
 ※申告の際に領収書の添付は不要
 ▶保険年金課国保加入係 ☎ 042-460-9822
 ▶保険年金課後期高齢者医療係 ☎ 042-460-9823
 ▶高齢者支援課介護保険料係 ☎ 042-420-2814

□**国民年金保険料**

申告には、次のものが必要です。
 ①令和2年9月30日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付された控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書
 ②令和2年10月1日～12月31日の間に、令和2年はじめて保険料を納付された方…2月上旬に日本年金機構から送付される控除証明書

- ☎ ●ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004(ナビダイヤル) ※050で始まる電話からは ☎ 03-6630-2525へ
- 武蔵野年金事務所 ☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル) ▶保険年金課国民年金係 ☎ 042-460-9825

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になる場合があります

□**介護保険サービス**

令和元年(平成31年)中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。
 ▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2813
 □**おむつ代**
 医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けており、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもありますので、あらかじめお問い合わせください。
 ▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2815

医療費控除の申告添付書類について

令和3年度から医療費控除の適用を受ける場合、「医療費控除の明細書」の作成が必須となり、領収書が不要となりました。なお、領収書はご自宅で5年間保存し、税務署や市から求められた際には提示・提出してください。「明細書」(用紙)が必要な場合にはお申し出いただくか市HPをご活用ください。各保険組合発行の医療費通知を利用いただくことも可能ですが、その際も「明細書」の作成は必要です。
 ☎ 東村山税務署 ☎ 042-394-6811
 ▶市民税課 ☎ 042-460-9827・9828

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

市でご相談のできる所得税の確定申告は、給与所得者の還付申告や公的年金(個人年金所得を含む)の申告など簡易な確定申告です。なお、配当所得に係る申告、土地・建物・株式の売却による譲渡所得などの分離課税を含む申告など、複雑な内容につきましては、税務署へご相談ください。市でご相談ができない申告の種類や必要なものについては、市HPや1月15日号をご覧ください。

| ところ | 日程 | 受付時間 | 市民税・都民税の申告 | | 所得税の確定申告 | |
|-------------------|-------------------|---|------------|------|----------|------|
| | | | 相談 | 提出のみ | 相談 | 提出のみ |
| 出張窓口 | 柳沢公民館 | 2月1日(月) | ● | ○ | — | ○ |
| | ひばりが丘公民館 | 2日(火) | ● | ○ | — | ○ |
| | 新町福祉会館 | 3日(水) | ● | ○ | — | ○ |
| | 住吉会館ルピナス | 4日(木) | ● | ○ | — | ○ |
| | 芝久保公民館 | 5日(金) | ● | ○ | — | ○ |
| 田無庁舎2階 | 2月16日(火)～3月15日(月) | 午前9時～午後4時 ※2月19日(金)・26日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 保谷東分庁舎 | 2月8日(月)～3月8日(月) | 午前9時～午後4時 | ○ | ○ | — | ○ |
| 防災・保谷保健福祉総合センター6階 | 3月9日(火)～15日(月) | | ○ | ○ | ○ | ○ |

【事前にご確認ください】

※(出)・(日)・(祝)を除く。なお、確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。
 ※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
 ※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
 ※会場の混雑状況によっては、会場内でお待ちいただくことができない可能性がございます。予めご了承ください。
 ※受付初日と受付締め切間は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
 ※車での来場は、ご遠慮ください。

東村山税務署からのお知らせ

詳細は1月15日号をご覧ください。

税務署の申告書作成会場開設は2月16日(火)～3月15日(月)

時 午前8時30分～午後4時
 ※提出は午後5時[※]
 ※平日のみ開設ですが、2月21日(日)・28日(日)に限り、確定申告相談および申告書提出の受付を行います。
 □**混雑(3密)回避にご協力ください**
 ①入場整理券を配布します
 ●当日、会場配布 ●日時指定可能な事前発行(国税庁LINE公式アカウントより)

※詳細は、国税庁HPをご覧ください。
 ※配布状況により、受付を早めに締め切る場合があります。
 ②新型コロナウイルス感染症対策
 ●マスク着用 ●可能な限り少人数での来署 ●入り口などでの手指消毒・検温

☎ 東村山税務署 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 ☎ 042-394-6811

※申告期間中は駐車場のスペースがありませんので、公共交通機関をご利用いただき、車での来署はご遠慮ください。

東京税理士会東村山支部による無料申告相談は中止となります

2月上旬に防災・保谷保健福祉総合センターで開催を予定していましたが、中止となります。詳しくは直接☎へお問い合わせください。

東京税理士会からのお知らせ 偽税理士にご注意を

税理士資格の無い「にせ税理士」および「にせ税理士法人」にご注意ください。
 専門的知識が欠けているなどの理由により、相談者が損害を被る恐れもあります。
 税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

☎ 東京税理士会東村山支部 ☎ 042-394-7038